

求職者に対するセクシャルハラスメント防止対策について

救護施設滋賀保護院
所長 中 岡 浩 一

滋賀保護院は、求職者へのセクシャルハラスメント防止対策として次の措置を講じています。

○ 求職者等との面談を行う際のルール

場 所：面談は滋賀保護院の施設内で行います。

日及び時間帯：面談は平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に行います。ただし、求職者に特段の事情がある場合は考慮します。

対 応 人 数：面談を行う際は、施設は複数人数で対応します。

○ 連絡方法

求職者との連絡は事業所の電話又はメールアドレスで行います。職員個人が所有する携帯電話等を使用しての連絡は行いません。

電話番号 077-522-4960

メールアドレス sigahogoin@ex.bw.dream.jp

○ 求職者に対するセクシャルハラスメントに関する相談窓口

滋賀保護院では、セクシャルハラスメントに関する相談窓口を設置しています。相談窓口担当職員については、面談にお越しいただいた際にお知らせします。